



【フラット35】子育てプラスのご利用で 借入金利を最大年1.0%引き下げます！

【フラット35】子育てプラスとは

子育て世帯※¹または若年夫婦世帯※²に対して、全国一律でこどもの人数等に応じて一定期間、【フラット35】の借入金利を最大年1.0%引き下げる制度です。

※1：子育て世帯

借入申込時にこども(実子、養子、継子および孫をいい、胎児を含みます。ただし、孫の場合はお客さまとの同居が必要です。また、別居しているこどもの場合は、お客さまが親権を有していることが必要です。)を有しており、当該こどもの年齢が借入申込年度の4月1日において18歳未満である世帯をいいます。

※2：若年夫婦世帯

借入申込時に夫婦(法律婚、同性パートナーおよび事実婚の関係をいいます。なお婚約状態の方は対象外です。)であり、夫婦のいずれかが借入申込年度の4月1日において40歳未満である世帯をいいます。



【フラット35】の返済例を確認！

(前提)住宅建設費3,500万円を借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、試算金利年1.82%で借り入れた場合

①金利引下げなし(0ポイント)の場合

1～35年目

金利引下げなし

毎月の返済額	約11.3万円
総返済額	約4,735万円

最大約1.7万円/月お得に！

約187万円お得に！

②金利引下げあり(4ポイント)の場合

【フラット35】S(Aプラン) + 子ども2人
4ポイント

当初5年間

6年目以降

年1.0%

当初5年間
1.0%の引下げ



毎月の返済額	当初5年間 約9.6万円	6年目以降 約11.1万円
総返済額	約4,548万円	

(参考)【フラット35】S(ZEH) + 長期優良 + 子ども2人の場合：6ポイント
(当初5年間：0.82%、6～10年目：1.32%、11年目以降：1.82%)

✓【フラット20】及び【フラット50】も同様に、借入金利を最大年1.0%引き下げます！

✓金利引下げ内容の確認及びローンシミュレーションについての詳細は、2ページ目をご確認ください。

【フラット35】の対象となる住宅や商品概要、手続き、お申し込みできる金融機関の窓口等につきましては、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。



*それぞれの金利引下げを受けるためには、技術基準等の条件があります。詳細な条件につきましてはフラット35サイト(www.flat35.com)をご確認ください。

*それぞれの金利引下げには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。

住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

 **ご注意** **【フラット35】（リボース60）**は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では申込ご本人又はご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。